

は認定中小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものと除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第五十八条の規定にかかるらず、百分の○・四とする。

2 特定商業基盤施設設置者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する構築物(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものと除く。)で公表日以後に取得したものに対する固定資産税の税率は、県税条例第百三十五条の規定にかかるらず、市町が当該構築物に対して最初に固定資産税を課すべき年度(以下この項において「初年度」という。)以降三年度に限り、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

2 特定商業基盤施設設置者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する構築物(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものと除く。)で公表日以後に取得したものに対する固定資産税の税率は、県税条例第百三十五条の規定にかかるらず、市町が当該構築物に対して最初に固定資産税を課すべき年度(以下この項において「初年度」という。)以降三年度に限り、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

一〇三 略

一〇三 略

画又は認定中小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものと除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第五十八条の規定にかかるらず、百分の○・四とする。

画又は認定中小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものと除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第五十八条の規定にかかるらず、百分の○・四とする。

(不均一課税の適用除外)

第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。

一 略

二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特定商業基盤施設の設置に

関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

一 略

二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特定商業基盤施設の設置に

関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

(不均一課税の適用除外)

第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。

一 略

二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特別償却設備の設置に関し、

県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

(不均一課税の適用除外)

第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。

一 略

二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特別償却設備の設置に関し、

県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

	改 正 後	改 正 前
(課税免除の適用除外)	(課税免除の適用除外)	(課税免除の適用除外)
第五条 知事は、第三条の規定による課税免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による課税免除はしないものとする。	第五条 知事は、第三条の規定による課税免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による課税免除はしないものとする。	第五条 知事は、第三条の規定による課税免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による課税免除はしないものとする。
一 略	一 略	一 略
二 前条の規定による課税免除の申請に係る特別償却設備の設置に関し、	二 前条の規定による課税免除の申請に係る特別償却設備の設置に関し、	二 前条の規定による課税免除の申請に係る特別償却設備の設置に関し、
県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。	県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。	県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

第一条(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

		改	正	後	改	正	前
		(不均一課税の適用除外)		(不均一課税の適用除外)		(不均一課税の適用除外)	
第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。							
一 略							
二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特定設備の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。							
第三条(離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表							
		改	正	後	改	正	前
(課税免除の適用除外)							
第五条 知事は、第三条の規定による課税免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による課税免除はしないものとする。							
一 略							
二 前条の規定による課税免除の申請に係る特定設備の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。							

らす、その履行をしないとき。
かわらず、その履行をしないとき。

第一条(佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正)に係る新旧対照表

		改	正	後	改	正	前
		(定義)		(定義)		(定義)	
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。							
一・二 略							
三 中間処理業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を含む。第六号において同じ。)を受けて中間処理を業として行う者及び廃棄物処理法第十二条第二項の規定により産業廃棄物の中間処理をその事務として行う県内の市町をいう。							
四・五 略							
六 最終処分業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事の許可を受けて産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第十二条第二項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町をいう。							
七 略							

第一条(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

(県税の不均一課税)	改 正 後	(県税の不均一課税)	改 正 前
<p>第三条 半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 新設又は増設に係る特別償却設備である償却資産(公示日以後において取得したものに限る。)に対して課する固定資産税の税率は、県税条例第百三十五条の規定にかかわらず、市町が当該償却資産に対して最初に固定資産税を課すべき年度(以下の号において「初年度」という。)以後三年度に限り、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</p> <p>イ・ハ 略</p> <p>(不均一課税の適用除外)</p> <p>第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特別償却設備の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等</p>		<p>第三条 半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 新設又は増設に係る特別償却設備である償却資産(公示日以後において取得したものに限る。)に対して課する固定資産税の税率は、県税条例第百三十五条の規定にかかわらず、市町が当該償却資産に対して最初に固定資産税を課すべき年度(以下の号において「初年度」という。)以後三年度に限り、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</p> <p>イ・ハ 略</p> <p>(不均一課税の適用除外)</p> <p>第五条 第三条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による不均一課税はしないものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 前条の規定による不均一課税の申請に係る特別償却設備の設置に関し、県又は市町と締結した契約、協定等</p>	

(選挙公報の配布)	改 正 後	(選挙公報の配布)	改 正 前
<p>第五条 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。</p> <p>第一條(佐賀県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>		<p>第五条 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。</p> <p>第一條 佐賀県議会議員の選挙においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号。以下「法」という。)第一百四十四条の二第八項の規定により、法第四十三条第一項第五号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。</p> <p>2 ポスター掲示場の設置に関する事務</p> <p>は、市町の選挙管理委員会が行う。</p> <p>(総数の減少)</p>	
<p>第二條 市町の選挙管理委員会は、特別</p> <p>第二條 市町村の選挙管理委員会は、特</p>		<p>第二條 市町村の選挙管理委員会は、特別</p> <p>第二條 市町村の選挙管理委員会は、特</p>	

に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

等に違反した場合において、県又は市町村からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

の事情がある場合には、法第百四十四条の二第九項ただし書の規定により、あらかじめ佐賀県選挙管理委員会と協議の上、同項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。

別の事情がある場合には、法第百四十四条の二第九項ただし書の規定により、あらかじめ佐賀県選挙管理委員会と協議の上、同項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。

第一条(佐賀県地域づくり基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第一条 県と市町が一体となつて、地域の特性を生かした快適で活力ある地域づくりを長期的かつ安定的に推進するため、佐賀県地域づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 県と市町村が一体となつて、地域の特性を生かした快適で活力ある地域づくりを長期的かつ安定的に推進するため、佐賀県地域づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

第一条(佐賀県文化財保護条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(県重要無形文化財の保存)</p> <p>第二十二条 教育委員会は、県重要無形文化財の保存のため必要があると認めるとときは、県重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、県は、市町その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p>	<p>(県重要無形文化財の保存)</p> <p>第二十二条 教育委員会は、県重要無形文化財の保存のため必要があると認めるとときは、県重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、県は、市町村その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p>

2 略

(県重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第二十九条 教育委員会は、県重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、県は、市町村その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 略

(県重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第二十九条 教育委員会は、市町村その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

(県重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

(県重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第三十条 教育委員会は、市町その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第三十条 教育委員会は、市町村その他県重要無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

2 略

第二十二条 教育委員会は、市町その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

第二十二条 教育委員会は、市町その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

十三條第一項又は第二項の規定により環境を保存するため、市町が法第百四百四十条三第一項又は第二項の規定により

百四十条三第一項又は第二項の規定により環境を保存するため、市町村が法第